

学校の教育活動の再開等について

令和2年3月24日
京都府教育委員会

新型コロナウイルス感染症対策に伴う臨時休業について、本日、文部科学省から、教育活動の再開に向けたガイドライン等が示されました。これを受け、本府における今後の教育活動について、下記のとおり対応します。

記

1 新学期からの教育活動の再開（府立学校）

「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」を踏まえ、感染症対策等を徹底の上、新学期からの教育活動を再開する。

【感染拡大防止に向けた基本的な考え方】

感染拡大のリスクを高める環境である「3つの条件（①換気の悪い密閉空間 ②人の密集 ③近距離での会話や発声等）が同時に重なる場」を徹底的に回避

【児童・生徒への指導】

- ・ 毎朝の体温、風邪の症状の有無を把握
- ・ 「3つの条件」が同時に重なる場を避けることや、手洗い、咳エチケット、抵抗力を高めることが重要であることを指導
- ・ 清掃などによる環境衛生 など

【児童生徒・教職員の感染が判明した場合】

「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」を踏まえ、健康福祉部と相談の上、実施の有無、規模、期間を判断

2 春季休業期間中の部活動の条件付き再開（府立学校）

新学期からの再開に向け、次の留意事項を厳守の上、3月25日（水）以降、指導体制が整い次第、条件付きで再開できることとする。

【活動内容・形態等】

- ・ 自校部員のみによる校内での活動に限定。練習試合、宿泊を伴う合宿や遠征は禁止
- ・ 多くの観客等が長時間、閉鎖空間に集まるような演奏会・発表会の開催禁止
- ・ 活動時間は2時間以内とする。また、生徒の心身の状況に十分配慮し、急な活動による身体的負荷が生じないよう段階的な活動とする。
- ・ 体育館や音楽室など多くの生徒が同一施設を同時に使用しないよう、活動時間や場所を割り振るなどの工夫をする。

【活動上の留意事項】

- ・ 自宅での検温や顧問による体調確認、風邪症状が見られる場合は参加しないよう指導を徹底
- ・ 活動場所の換気、手洗い、咳エチケットなど感染症予防対策
- ・ 身体接触をするような対人練習を避ける など

3 府内市町（組合）立学校への対応

府教育委員会から市町（組合）教育委員会に対し、国のガイドラインを踏まえ、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼する。

4 その他

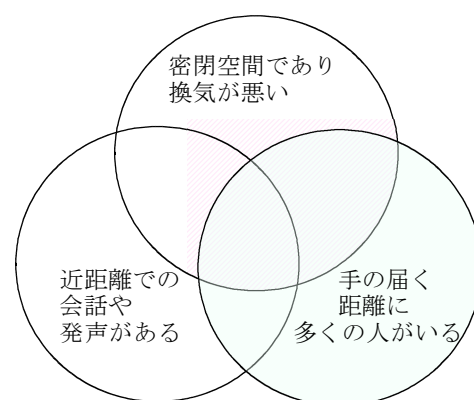
今後の感染状況等により、上記の内容は変更することがある。

小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（2.3.24付け文部科学事務次官通知）（概要）

I 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン

1 保健管理の徹底

- ・これまで集団感染が確認された場に共通する3条件が同時に揃う場面を学校において徹底的に避けるための具体的対応を明示（換気の励行、近距離での会話等の際のマスクの使用等）
- ・感染者、濃厚接触者に特定された児童生徒及び基礎疾患等により重篤化の恐れがある者は出席停止の措置
- ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等への配慮
- ・児童生徒等の心のケア
- ・感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止



- 2 学習に著しい遅れが生じないように、補充授業・補習・家庭学習等を実施
- 3 入学式等の学校行事の実施に際し3条件が重ならないよう対策
- 4 部活動の実施に当たり3条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫
- 5 学校給食の実施に当たり、配膳する児童生徒の観察強化や会食の際の席を工夫
- 6 教職員が罹患した場合や濃厚接触者である場合には出勤させない
- 7 放課後児童クラブ等の密集性を回避し感染を防止する観点等から学校施設開放を推進
- 8 新型コロナウイルスの影響等により経済的に困難な家庭に対する支援（入学金減免、就学援助の実施等）

II 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン

- 1 臨時休業実施の考え方
- 2 学習に著しい遅れが生じないように、家庭学習を課すことに加え登校日を設定
- 3 保護者のみが出席する行事の活用等により教科書が遅滞なく給与されるよう対応
- 4 学校給食を休止する際には保護者や関係事業者等と必要に応じ協議
- 5 非常勤職員を含む教職員全体の働く場の確保
- 6 放課後児童クラブ等の密集性を回避し感染を防止する観点等から学校施設活用を推進

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員のサービス及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に関すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援学校に関すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に関すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に関すること）	075-414-5861